

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年7月6日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,008,900	1,008,900	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
フラット35SエコPRイベントへの協賛、出展、PR広告	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年7月9日	株式会社産業経済新聞社 大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57	会計規程第25条第1項 「人・環境にやさしい住まいフォーラム」は、集客力が高く、かつ、機構自らがイベントに参画することにより効果的にフラット35や住宅の省エネルギー化の必要性のPRを行うことができる唯一のイベントであったため、同イベントに協賛し、PRブースの出展及びPR広告を行うため、同社と随意契約したものである。	5,775,000	5,775,000	100.00%	-	契約相手先が主催するイベントにおいて、フラット35のPRを目的とするため、契約相手先との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年7月20日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,094,700	10,094,700	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年8月22日	一般財団法人民事法律協会 東京都千代田区内神田1-13-7	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,474,935	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同協会との随意契約によらざるを得ないものである。	12	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年8月24日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,744,500	10,744,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月21日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,889,500	9,889,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,352,000	2,352,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,520,000	2,520,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月24日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,760,000	2,760,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
資産自己査定システム地価データカスタマイズ及び更新業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成24年9月26日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	会計規程第25条第1項 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者に公開されていないことから、本システムに係る地価データカスタマイズ及び更新業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	11,073,000	10,395,000	93.88%	-	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができないのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成24年12月末時点の情報に基づき作成。